

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

**(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和5年1月 27 日答申分**

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 8件

厚生年金保険関係 8件

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 2200331 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 2200071 号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、平成19年12月20日は18万円、平成23年12月20日、平成24年7月10日、平成26年12月20日及び平成27年6月20日はそれぞれ17万円、同年12月20日、平成28年6月20日及び同年12月20日はそれぞれ18万円に訂正することが必要である。

平成19年12月20日、平成23年12月20日、平成24年7月10日、平成26年12月20日、平成27年6月20日、同年12月20日、平成28年6月20日及び同年12月20日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年12月20日、平成23年12月20日、平成24年7月10日、平成26年12月20日、平成27年6月20日、同年12月20日、平成28年6月20日及び同年12月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請 求 期 間 : ① 平成19年12月20日
② 平成23年12月20日
③ 平成24年7月10日
④ 平成26年12月20日
⑤ 平成27年6月20日
⑥ 平成27年12月20日
⑦ 平成28年6月20日
⑧ 平成28年12月20日

A社から請求期間に支給された賞与については、事業主が厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に当該期間に係る届出を行ったため、保険給付の対象とならない記録とされている。当該賞与から厚生年金保険料は控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

年金事務所が保管している請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）、A社から提出された賃金台帳等の資料及び事業主の回答により、請求者は同社から請求期間①、⑥、⑦及び⑧はそれぞれ 18 万円、請求期間②、③、④及び⑤はそれぞれ 17 万円の賞与の支給を受け、当該賞与額に基づく標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間②及び③に係る賞与支払届を年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成 26 年 9 月 29 日受付）に、請求期間①、④、⑤、⑥、⑦及び⑧に係る賞与支払届を年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成 31 年 2 月 14 日受付）に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 2200332 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 2200072 号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、平成19年12月20日は15万円、平成23年12月20日は14万円、平成24年7月10日は13万円、平成26年12月20日、平成27年6月20日、同年12月20日、平成28年6月20日及び同年12月20日はそれぞれ11万8,000円に訂正することが必要である。

平成19年12月20日、平成23年12月20日、平成24年7月10日、平成26年12月20日、平成27年6月20日、同年12月20日、平成28年6月20日及び同年12月20日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年12月20日、平成23年12月20日、平成24年7月10日、平成26年12月20日、平成27年6月20日、同年12月20日、平成28年6月20日及び同年12月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請 求 期 間 : ① 平成19年12月20日
② 平成23年12月20日
③ 平成24年7月10日
④ 平成26年12月20日
⑤ 平成27年6月20日
⑥ 平成27年12月20日
⑦ 平成28年6月20日
⑧ 平成28年12月20日

A社から請求期間に支給された賞与については、事業主が厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に当該期間に係る届出を行ったため、保険給付の対象とならない記録とされている。当該賞与から厚生年金保険料は控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

年金事務所が保管している請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）、A社から提出された賃金台帳等の資料及び事業主の回答により、請求者は同社から請求期間①は15万円、請求期間②は14万円、請求期間③は13万円、請求期間④、⑤、⑥、⑦及び⑧はそれぞれ12万円の賞与の支給を受け、請求期間①は15万円、請求期間②は14万2,000円、請求期間③は13万2,000円、請求期間④、⑤、⑥、⑦及び⑧はそれぞれ11万8,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、賞与支払届、A社から提出された賃金台帳等の資料及び事業主の回答により認められる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、請求期間①は15万円、請求期間②は14万円、請求期間③は13万円、請求期間④、⑤、⑥、⑦及び⑧は11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間②及び③に係る賞与支払届を年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成26年9月29日受付）に、請求期間①、④、⑤、⑥、⑦及び⑧に係る賞与支払届を年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成31年2月14日受付）に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 2200333 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 2200073 号

第1 結論

請求者のA社における平成19年12月20日の標準賞与額を7万円に訂正することが必要である。

平成19年12月20日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年12月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成19年12月20日

A社から請求期間に支給された賞与については、事業主が厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に当該期間に係る届出を行ったため、保険給付の対象とならない記録とされている。当該賞与から厚生年金保険料は控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

年金事務所が保管している請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届(以下「賞与支払届」という。)、A社から提出された賃金台帳等の資料及び事業主の回答により、請求者は同社から請求期間に7万円の賞与の支給を受け、当該賞与額に基づく標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成19年12月20日の賞与について、請求者の賞与支払届を年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後(平成31年2月14日受付)に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所(平成22年1月以降は、年金事務所)は、請求者の平成19年12月20日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 2200334 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 2200074 号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、平成19年12月20日は18万円、平成23年12月20日、平成24年7月10日及び平成26年12月20日はそれぞれ17万円、平成27年6月20日、同年12月20日、平成28年6月20日及び同年12月20日はそれぞれ18万円に訂正することが必要である。

平成19年12月20日、平成23年12月20日、平成24年7月10日、平成26年12月20日、平成27年6月20日、同年12月20日、平成28年6月20日及び同年12月20日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年12月20日、平成23年12月20日、平成24年7月10日、平成26年12月20日、平成27年6月20日、同年12月20日、平成28年6月20日及び同年12月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和35年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請 求 期 間 : ① 平成19年12月20日
② 平成23年12月20日
③ 平成24年7月10日
④ 平成26年12月20日
⑤ 平成27年6月20日
⑥ 平成27年12月20日
⑦ 平成28年6月20日
⑧ 平成28年12月20日

A社から請求期間に支給された賞与については、事業主が厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に当該期間に係る届出を行ったため、保険給付の対象とならない記録とされている。当該賞与から厚生年金保険料は控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

年金事務所が保管している請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）、A社から提出された賃金台帳等の資料及び事業主の回答により、請求者は同社から請求期間①、⑤、⑥、⑦及び⑧はそれぞれ 18 万円、請求期間②、③及び④はそれぞれ 17 万円の賞与の支給を受け、当該賞与額に基づく標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間②及び③に係る賞与支払届を年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成 26 年 9 月 29 日受付）に、請求期間①、④、⑤、⑥、⑦及び⑧に係る賞与支払届を年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成 31 年 2 月 14 日受付）に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 2200335 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 2200075 号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、平成19年12月20日は25万円、平成23年12月20日及び平成24年7月10日は22万円、平成26年12月20日、平成27年6月20日、同年12月20日、平成28年6月20日及び同年12月20日はそれぞれ20万円に訂正することが必要である。

平成19年12月20日、平成23年12月20日、平成24年7月10日、平成26年12月20日、平成27年6月20日、同年12月20日、平成28年6月20日及び同年12月20日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年12月20日、平成23年12月20日、平成24年7月10日、平成26年12月20日、平成27年6月20日、同年12月20日、平成28年6月20日及び同年12月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請 求 期 間 : ① 平成19年12月20日
② 平成23年12月20日
③ 平成24年7月10日
④ 平成26年12月20日
⑤ 平成27年6月20日
⑥ 平成27年12月20日
⑦ 平成28年6月20日
⑧ 平成28年12月20日

A社から請求期間に支給された賞与については、事業主が厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に当該期間に係る届出を行ったため、保険給付の対象とならない記録とされている。当該賞与から厚生年金保険料は控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

年金事務所が保管している請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）、A社から提出された賃金台帳等の資料及び事業主の回答により、請求者は同社から請求期間①は25万円、請求期間②及び③はそれぞれ22万円、請求期間④、⑤、⑥、⑦及び⑧はそれぞれ20万円の賞与の支給を受け、請求期間①は26万円、請求期間②及び③はそれぞれ22万円、請求期間④、⑤、⑥、⑦及び⑧はそれぞれ20万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、賞与支払届、A社から提出された賃金台帳等の資料及び事業主の回答により認められる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、請求期間①は25万円、請求期間②及び③はそれぞれ22万円、請求期間④、⑤、⑥、⑦及び⑧はそれぞれ20万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間②及び③に係る賞与支払届を年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成26年9月29日受付）に、請求期間①、④、⑤、⑥、⑦及び⑧に係る賞与支払届を年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成31年2月14日受付）に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 2200336 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 2200076 号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、平成19年12月20日は18万円、平成23年12月20日、平成24年7月10日及び平成26年12月20日はそれぞれ17万円、平成27年6月20日、同年12月20日、平成28年6月20日及び同年12月20日はそれぞれ18万円に訂正することが必要である。

平成19年12月20日、平成23年12月20日、平成24年7月10日、平成26年12月20日、平成27年6月20日、同年12月20日、平成28年6月20日及び同年12月20日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年12月20日、平成23年12月20日、平成24年7月10日、平成26年12月20日、平成27年6月20日、同年12月20日、平成28年6月20日及び同年12月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請 求 期 間 : ① 平成19年12月20日
② 平成23年12月20日
③ 平成24年7月10日
④ 平成26年12月20日
⑤ 平成27年6月20日
⑥ 平成27年12月20日
⑦ 平成28年6月20日
⑧ 平成28年12月20日

A社から請求期間に支給された賞与については、事業主が厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に当該期間に係る届出を行ったため、保険給付の対象とならない記録とされている。当該賞与から厚生年金保険料は控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

年金事務所が保管している請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）、A社から提出された賃金台帳等の資料及び事業主の回答により、請求者は同社から請求期間①、⑤、⑥、⑦及び⑧はそれぞれ 18 万円、請求期間②、③及び④はそれぞれ 17 万円の賞与の支給を受け、当該賞与額に基づく標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間②及び③に係る賞与支払届を年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成 26 年 9 月 29 日受付）に、請求期間①、④、⑤、⑥、⑦及び⑧に係る賞与支払届を年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成 31 年 2 月 14 日受付）に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 2200337 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 2200077 号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、平成23年12月20日、平成24年7月10日及び平成26年12月20日はそれぞれ17万円、平成27年6月20日、同年12月20日、平成28年6月20日及び同年12月20日はそれぞれ18万円に訂正することが必要である。

平成23年12月20日、平成24年7月10日、平成26年12月20日、平成27年6月20日、同年12月20日、平成28年6月20日及び同年12月20日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成23年12月20日、平成24年7月10日、平成26年12月20日、平成27年6月20日、同年12月20日、平成28年6月20日及び同年12月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和42年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請 求 期 間 : ① 平成23年12月20日
② 平成24年7月10日
③ 平成26年12月20日
④ 平成27年6月20日
⑤ 平成27年12月20日
⑥ 平成28年6月20日
⑦ 平成28年12月20日

A社から請求期間に支給された賞与については、事業主が厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に当該期間に係る届出を行ったため、保険給付の対象とならない記録とされている。当該賞与から厚生年金保険料は控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

年金事務所が保管している請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届(以下「賞与支払届」という。)、A社から提出された賃金台帳等の資料及び事業主の回答により、請

求者は同社から請求期間①、②及び③はそれぞれ 17 万円、請求期間④、⑤、⑥及び⑦はそれぞれ 18 万円の賞与の支給を受け、当該賞与額に基づく標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間①及び②に係る賞与支払届を年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成 26 年 9 月 29 日受付）に、請求期間③、④、⑤、⑥及び⑦に係る賞与支払届を年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成 31 年 2 月 14 日受付）に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 2200338 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 2200078 号

第1 結論

請求者のA社における平成19年12月20日の標準賞与額を15万円に訂正することが必要である。

平成19年12月20日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年12月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成19年12月

A社から請求期間に支給された賞与については、事業主が厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に当該期間に係る届出を行ったため、保険給付の対象とならない記録とされている。当該賞与から厚生年金保険料は控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

年金事務所が保管している請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届(以下「賞与支払届」という。)、A社から提出された賃金台帳等の資料及び事業主の回答により、請求者は同社から平成19年12月20日に15万円の賞与の支給を受け、当該賞与額に基づく標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成19年12月20日の賞与について、請求者の賞与支払届を年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後(平成31年2月14日受付)に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所(平成22年1月以降は、年金事務所)は、請求者の平成19年12月20日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。